（別紙様式2）

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：	大分県
農業委員会名：	国東市農業委員会

Ⅰ　農業委員会の状況（令和3年4月1日現在）

1　農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,894.0	856.0	855.8	0.0	0.2	3,750.0
経営耕地面積	2,205.0	349.0	125.0	215.0	9.0	2,554.0
遊休農地面積	92.0	95.0	95.0	0.0	0.0	187.0
農地台帳面積	3,077.7	1,051.1	1,046.0	0.0	48.1	4,128.8

※1　耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3　遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	2854
自給的農家数	1217
販売農家数	1637
主業農家数	244
準主業農家数	191
副業的農家数	1202

※　農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2426
女性	1102
40代以下	103

※　農林業センサスに基づいて記入。

	経営数（経営）
認定農業者	227
基本構想水準到達者	32
認定新規就農者	31
農業参入法人	45
集落営農経営	18
特定農業団体	0
集落営農組織	18

※農業委員会調べ

2　農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日	R	4	年	3	月	31	日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	―	10
認定農業者に準ずる者	―	0
女性	―	3
40代以下	―	3
中立委員	―	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	21	21	73

＊現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年4月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,750.0　　ha	1,705.3　　ha	45.5　　%
課　　題	依然として利用権設定の更新を行わな担い手が多い。また、中間管理機構を利用した集積においては、未相続農地が増加傾向で支障となっている。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和3年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
70.0　　ha	1,848.7　　ha	20.0　　ha	2,641.0　　%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	利用権設定の更新通知等の文書を送ることにより再設定を促す。また、同時に農地中間管理機構との契約へ案内する。 農業委員・農地利用最適化推進委員等の農地利用最適化推進活動等により新たに20haの新規利用権設定を目指す。
活動実績	農業委員、農地利用最適化推進委員が、農地の意向調査のため担当地域の戸別訪問を行ったが、新型コロナウイルス感染症予防のため、訪問件数が昨年より少なかった。また、市等の関係機関と連携をしながら担い手への集積を推進していくことが十分にはできなかった。

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	管内の農地面積の約45%を担い手へ集積することができたが、依然として利用権設定を行わない担い手もいるため、今後そのような農地について利用権設定を推進していく必要がある。
活動に対する評価	新型コロナウイルス感染症予防のため、意向調査のための戸別訪問が昨年より少なかった。また、意向調査で得た農地の情報を、市等の関係機関と連携をしながら担い手への集積に活用することが十分にはできなかった。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	6　経営体	6　経営体	5　経営体
	平成29年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.0　ha	0.0　ha	0.0　ha
課　　題	毎年、数名の新規参入者はいるが、利用権設定による使用が主となっており、所有権の移転実績は低調である。		

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
10　経営体	2　経営体	20.0　%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
1.0　ha	0.0　ha	0.0　%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	新規参入者の農地集積を推進するために優良農地の斡旋を農政課と連携を取りながら進めていく。
活動実績	新型コロナ感染症予防のため、最適化活動が十分に行えなかったため、担い手に農地の集積を推進することができなかった。今後さらに担い手への農地の集積を拡大していけるよう、農地中間管理機構や市等の関係機関と連携を取る。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	経営体数の目標数値としては妥当であると考えるが、新規参入者は、まず利用権により農地の権利設定を行おうとする性格からも、取得した農地面積の目標数値は年ごとに再考の必要がある。
活動に対する評価	関係機関と連携を取ることで担い手へ農地を集積することができたことについては評価できるが、利用権設定の使用が主となっているため、今後は担い手への所有権移転も検討していきたい。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年4月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	3,937.6　ha	187.6　ha	4.8　%
課　　題	担い手不足と高齢化により、遊休農地は増加の傾向にある。また、未相続農地や県外在住者が所有する農地が遊休農地となった場合の解消が困難な状況にある。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和３年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
10.0　ha	47.7　ha	477.0　%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	21人	7月～9月	10月～11月
		調査方法：農地利用最適化推進委員に担当地区の地図を配布し、記載されている農地について目視による確認を行う。合わせて、昨年度実施した利用意向調査の回答を記載したデータも配布し、利用の再確認を行う。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期：12月		
	その他の活動	利用状況調査と並行して、昨年の調査により非農地判断となった農地について、事務局で確認作業を実施し、非農地の判定を行う。		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		40人	7月～9月	10月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期　12月	調査結果取りまとめ時期	12月～1月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数：　3543　筆	調査数：　0　筆	調査数：　0　筆
		調査面積　187.6　ha	調査面積　0.0　ha	調査面積：　0.0　ha
	その他の活動	利用状況調査と並行して、昨年の調査により非農地判断となった農地について、事務局で確認作業を実施し、非農地の判定を行う。		

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	解消困難な農地がほとんどで、目標達成はできなかった。
活動に対する評価	研修会を行い取り組んだが、調査員それぞれの判断にばらつきがあった点は否めない。

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年4月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	3,750.0　　ha	0.7　　ha
課　　題	かなり以前から転用されている事案が多い。山間地の違反転用は発見が遅れがちである。	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和3年度実績

実　　績①	増減（B−①）
0.7　　ha	0.0　　ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	利用状況調査に合わせて違反転用を行っている農地を洗い出す。転用許可後の進捗状況の確認を行う。
活動実績	利用状況調査により違反転用地の洗い出し。農地パトロール等の実施。
活動に対する評価	利用状況調査による違反転用の洗い出しについてはさらに注力する必要がある。農地パトロール等の実施により、違反転用の抑止と転用手続きの必要性の周知を行うことができた。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1　農地法第3条に基づく許可事務

（　1年間の処理件数:64件、うち許可64件　　及び不許可0件　）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">地区担当農地利用最適化推進委員及び事務局で申請書の確認と現地調査を実施。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">事務局及び地区担当農地利用最適化推進委員の説明に基づいて許可基準について案件ごとに審査を行っている。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者への審議結果の通知</td><td rowspan="2">実施状況</td><td colspan="2">申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数</td><td colspan="2">64件</td></tr>
<tr><td colspan="2">不許可処分の理由の詳細を説明した件数</td><td colspan="2">0件</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">市のホームページにおいて総会議事録を公表</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から　20　日</td><td>処理期間（平均）</td><td>20日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">なし</td></tr>
</table>

2　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:　24　件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">地区担当農地利用最適化推進委員及び事務局で申請書の確認と現地調査を実施。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">事務局及び地区担当農地利用最適化推進委員の説明に基づいて許可基準について案件ごとに審査を行っている。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">市のホームページにおいて総会議事録を公表</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から　20日</td><td>処理期間（平均）</td><td>20日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">なし</td></tr>
</table>

３　農地所有適格法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="7">農地所有適格法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農地所有適格法人数</td><td>45　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農地所有適格法人数</td><td>35　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数</td><td>10　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数</td><td>9　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人</td><td>1　法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td colspan="2">法人設立が最近のため、報告の期限が来ていない。
農地を所有しておらず、賃借権の設定もない。
失念のため。</td></tr>
<tr><td>対応方針</td><td colspan="2">事業年度が終わったら、報告書の提出を提出すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地所有適格法人の状況について</td><td colspan="2">農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

４　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　433件</td><td>公表時期
令和4年4月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：市のホームページ及び市報4月号に掲載</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　396件</td><td>取りまとめ時期
令和4年4月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：市のホームページ及び市報4月号に掲載</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">農地台帳の整備</td><td rowspan="3">実施状況</td><td colspan="2">整備対象農地面積　4，128ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ更新：随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">公表：全国農地ナビにより公表</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※その他の事務
　上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 遊休農地となっている田畑は耕作困難な場所のものが多く、将来的に集積の可能性も無い。そのような農地について、遊休農地については利用意向調査、非農地化している農地については非農地通知を発行してほしい。 〈対処内容〉 令和3年7～9月にかけて利用状況調査を実施、その結果を踏まえて令和3年11月に遊休農地と判断された所有者等に対し利用意向調査を発行した。非農地通知については令和4年5月に送付。

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　件

提出先及び提出した意見の概要	

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している